

大使館便り



第272号 令和7(2025)年11月12日
在ポルトガル日本国大使館

<太田大使離任のご挨拶>

この度、駐ポルトガル日本国大使の任を終え、11月11日をもって帰国することとなりました。2022年11月に拝命してからほぼ3年が瞬時に過ぎてしまったように思えますが、それは、ポルトガル各地を訪れ、ポルトガルの政治、経済、地理、歴史、文化を学んだだけでなく、当地で活躍され、日本・ポルトガル両国の架け橋となって活動される多くの方々と出会い、大変充実した日々を過ごすことができたからでしょう。

ポルトガルは、一年中穏やかで過ごしやすい気候、農水産物の豊かさ、UNESCO の世界遺産17箇所など、風光明媚で多様性に富む大変恵まれた国土を有し、また、これまで訪れた国の中でも最も親しみを覚えたと言っても良い国民性をもつポルトガルの人々に温かく迎えられて、この国に魅せられた3年間でした。

日本との関係は、ほぼ5世紀にわたる交流の歴史は申すまでもありませんが、現代でも良好に発展を続けています。政治面では、9月にモンテネグロ首相が訪日されて石破総理との首脳会談が行われ、両国の関係が戦略的パートナーシップに格上げされたことが挙げられます。両国は共に海洋国家であり、法の支配・民主主義などの価値観を共有しており、外交関係は常に友好的かつ相互協力的に推移してきました。

経済面では、当国に進出した日本企業は120社余を数え、昨年、今年と日本企業による大型投資案件も続いています。ポルトガルから日本への投資案件も出ています。10月に閉幕した大阪・関西万博では、ポルトガル館が大きな成功を収め、来場者にポルトガルの魅力を大いにアピールしました。両国の双方向で旅行客も伸びてきています。

また、ポルトガルで日本を発信してくださっている皆様のおかげで、日本食や武道、ポップカルチャーを始めとした日本文化も広く親しまれています。二国間の友好親善関係は、今後とも深化し続けるものと確信しています。

私が約3年間の公務を全うすることができたのは、ひとえにポルトガルでお会いした皆様に御支援を頂いたおかげです。直接御挨拶ができなかった方も多くいらっしゃいますが、ここに厚くお礼を申し上げます。当館の活動がいくばくなり皆様のお役に立てたならば幸いです。

大使館は、後任の大使のもと、両国関係の更なる発展に向けて努力を続けますので、皆様には変わらぬ御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。末筆となりますが、在任中皆様からいただきました御支援に改めて感謝申し上げますとともに、皆様の御健勝と御活躍を心より祈念申し上げます。

1. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar(注:ANACOMのビル内)に移転しました。

2. 広報・文化関係

(報告)

(1)イベロアニメ・ポルトの開催

10月11日・12日の週末、マトジーニョス市の EXPONOR にて、日本のポップカルチャーイベント「イベロアニメ」が開催されました。

日本大使館は、2日間にわたって出展し、伝統玩具や日本各地の観光情報、紙飛行機コンテストや日本語講座といったアクティビティを行いました。

また、この機会に、邦人書道家の浜野龍峰氏が来訪し、書道デモンストレーション、ワークショップ、また、ワークショップ参加者による清書を含む講演会を開催しました。デモンストレーションでは多くの来訪者が足を止め、大きな布にダイナミックに文字が書かれていく迫力あふれる様子に多くの方々が見入っていました。

主催者、御協力いただいた方々、また当館のブースを訪問いただきました方々に、厚く御礼申し上げます。



(2)ティアゴ・サルゲイロ氏の外務大臣表彰受賞

去る11月4日、大使公邸において、ヴィラ・ヴィソーザ市の副市長であり、またブラガンサ家財団のキュレーター補佐を務めるティアゴ・パッサン・サルゲイロ氏に対する令和7年度外務大臣表彰受賞式が実施されました。サルゲイロ氏は、2012年以降10年以上にわたって天正遣欧少年使節について研究し、また書籍を発表してこられました。この活動によって、二国間の歴史的な友好関係を促進した功績が認められたことにより受賞が決まりました。



(3)邦人監督映画作品の最優秀作品賞受賞

当地在住の鈴木仁篤監督とロサーナ・トレス監督との共同監督で制作された新作『ÁGUA MÃE』(母なる水)が、リスボン国際ドキュメンタリー映画祭 (DocLisboa) のポルトガル映画コンペティション部門で最優秀作品賞を受賞されました。この作品は、「日常を崇高なものへと昇華させ、映画を超えた世界を体験させてくれる、優雅で勇気ある作品」と評されました。

今回の受賞につきまして、誠にありがとうございます。引き続き素晴らしい作品を届けてくださることを期待しています。



(イベント)

(1)国際オルガン・教会音楽祭(FIOMS)に日本人オルガニストが出演



ポルトガル北部を舞台に開催される 第5回国際オルガン・教会音楽祭(FIOMS- Festival Internacional de Órgão e Música Sacra)が、2025年10月19日から11月30日、および2026年1月17日から2月15日にかけて開催されます。本フェスティバルは、教会音楽およびオルガン音楽における文化遺産の振興を目的とし、ポルト、マイア、アロウカなど北部12都市にて、多彩なプログラムが予定されています。

本年は、日本人オルガニスト中澤未帆氏が出演し、17～18世紀のイベリア音楽を中心としたプログラムをポルト市の歴史的楽器で演奏します。中澤氏のコンサートは以下の通りです。

11月15日(土)21:30

ポルト大聖堂 Sé Catedral do Porto

2台のオルガンによるコンサート(Sean Maxwell氏との共演)

11月16日(日)17:00

ポルト市、サント・イルデフォンソ教会 Igreja de Santo Ildefonso

合唱とオルガンによるコンサート(Misericordiae Ensemble／指揮:André Bandeira氏)

上記コンサートはいずれも入場無料です。詳細につきましては、FIOMS 公式サイトをご確認ください。

FIOMS 公式サイト:<https://fioms.pt>

(2)漢字検定・算数検定実施のお知らせ

以下の日程で、日本漢字能力検定協会主催の「日本語漢字能力検定」及び日本数学検定協会主催の「算数検定」が実施される予定です。会場はリスボン日本語補習授業校ですが、補習

校生徒のみならず外部からの受験が可能ですので、受験をご希望される方はふるってご参加下さい。

検定実施会場:リスボン日本語補習授業校(Escola Secundária D. Pedro V)

住所:Estrada das Laranjeiras 122, 1600-136 Lisboa, Portugal

(御参考)リスボン日本語補習授業校ウェブサイト:

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool>

○漢字検定(2級～10級のみ実施)

検定日:2026年1月31日(土)13:30～14:30(予定)

応募受付の締め切り日:11月30日(日)

応募連絡先: リスボン補習校行事係(lisbon.japanese.school.ev@gmail.com)

検定 URL: <https://www.kanken.or.jp/kanken/>

※お申込みの際には、氏名(姓・名)、カタカナフリガナ(姓・名)、受験級、生年月日(西暦)が必要です。

※お申込み後、検定料プラス手数料を合わせた金額をユーロに換算し、日本語補習授業校運営委員会から請求の御連絡をいたします。

○算数検定(準1～11級、かず・かたち検定のみ実施)

検定日:2026年2月14 日(土)13:30～(予定)

応募受付の締め切り日:12月26日(金)

応募連絡先:リスボン補習校(lisbon.japanese.school@gmail.com)

検定 URL: <https://www.su-gaku.net/suken/>

※お申込みの際には、氏名(姓・名)、ふりがな(姓・名)、受験級、生年月日(西暦)が必要です。

※お申し込み後、検定料プラス手数料を合わせた金額をユーロに換算し、金額のご連絡を申し上げますので、検定日に、検定実施教室にご入室の際、現金にてお支払いください。

(3)リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象:幼稚部～中学3年生

業務内容:日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格:日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア:

業務内容:授業補助、教師補助など

応募資格:日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日: 毎週土曜、8:45~13:15

勤務地: リスボン日本語補習授業校(詳細は、以下 HP を御覧ください。)

(補習校 HP: <https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool>)

その他: 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法:履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

(お知らせ)

(1)アントニオ・レバロ・デ・ソウザ元開発銀行総裁への叙勲発令

令和7年11月3日付秋の叙勲で、アントニオ・レバロ・デ・ソウザ元開発銀行総裁が、日本・ポルトガル間の学術交流及び相互理解の促進に寄与した功績を称えた旭日中綬章受章の発令を受けました。

(2)海外安全対策情報(ポルトガル・2025年7月~9月)を更新しました。詳しくは、大使館のウェブサイトまたは以下のリンクよりご確認ください。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

(3)佐藤シェフによる料理動画「À Moda do Chefe Sato」配信中

現在、在ポルトガル日本大使館の Youtube チャンネルで佐藤・公郎料理人による日本食を中心とした料理紹介動画を配信しています。是非ご視聴ください。



<https://youtube.com/playlist?list=PLz08yNYIf6UrHBznaDvjOs3UaQb4890F8&si=eRcqCvWW71cI8l0D>

(4) 今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp まで御連絡ください。

3. 領事関係

(1)戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて

2025年5月26日から改正戸籍法が施行されたことに伴い、従前、氏名の振り仮名(フリガナ)は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。

詳細は[法務省のHP](#)を御覧ください。(なお、右HP内の専用コールセンターの電話番号は、

ナビダイヤルのため、海外からは利用できないことになっておりますので御留意ください。)併せて、海外居住者向け[Q&A](#)も御確認ください。

(2)旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、入定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始しました。

イ それに伴い、旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えし、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってきました。しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月24日以降、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了しました。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。電子申請の利用方法は、[当館HP](#)から御確認いただけます。

エ 在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールをお送りするサービスを新たに開始しました。在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールをお送りすることができません。ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認いただきますようお願いいたします。

オンライン在留届:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

(3)在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本(抄)の提出について

令和7年3月24日(月)以降より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(例:パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情

報を証明したもの)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本(抄)の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、[こちら](#)を確認ください。

「オンライン在留届(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

(参考)

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

(4)海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置\(ビデオ通話による申請\)](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

2024年7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外選挙人証の交付に要する期間を大幅に短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を経由して在外公館に送付していました。これが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

(5)マイナンバーカード申請・交付業務の開始

2024年5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者(2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。)も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館[HP](#)(領事情報から「マイナンバーカード」のリンク)を御参照ください。

(6)新事務所での領事窓口の御案内(2024年3月に大使館は移転しました。)

2024年3月に、在ポルトガル日本大使館は新事務所(Rua Ramalho Ortigão 51、AN

ACOMビルの6階。)へ移転しました。領事班の連絡先及び窓口時間に変更はございません。
大使館の住所の地図等、詳細は[当館HP該当ページ](#)を御覧ください。

(7)一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

各種証明(一部を除く)のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード(デビットカード含む、以下同様。)によるオンライン決済が可能となっています。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、当館[HP](#)該当ページを御覧ください。

(8)日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク(農林水産省)を御確認ください。

(動物検疫)<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(植物防疫)<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

○植物防疫所ウェブサイト

「[植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点](#)」

「[よくあるご質問\(海外からの持ち込み編\)](#)」

「植物にも検疫が必要です([旅行者\(携行品\)](#))」

「[海外から野菜や果物を持ち込む際の規制](#)」

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

(15秒版)<https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

(30秒版)https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html ※各言語字幕版

「[輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ](#)」

「[家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～](#)」

「[肉製品などのおみやげについて\(持ち込み\)](#)」

○農林水産省消費・安全局は、本邦に犬等を輸入しようとする場合の狂犬病抗体検査施設について一部変更を行いました。詳細(指定検査施設等含む)は、[農林水産省動物検疫所のウェブサイト](#)を御覧ください。

(9)「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される

日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届\(ORRネット\)のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

(10) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

渡航先の最新の安全情報が確認できます。御登録は[こちら](#)から。

(11) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→(https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)(観光庁HPからの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者

・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6か月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

(12) 御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。領事手数料は、窓口では[現金のみの取り扱い](#)となっています。御来館に際し、お釣りのないよう御準備ください。

4. 政治・経済関係 (10月の重要ニュース)

(1) 2026年度国家予算案の承認

10月28日、2026年国家予算の一般審議・採決が行われ、承認されました。今後は専門委員会での審議・採決を経て、11月末に総括審議・採決に付される予定です。

政府提案の予算案は、政権与党・民主同盟(AD)を構成する社会民主党(PSD)と民衆党(CDS)が賛成し、社会党(PS)、人民共同党(JPP)、人と動物と自然の党(PAN)が棄権したことで通過しました。シェーガ党(CH)、共産党(PCP)、リベラル主導党(IL)、左翼連合(BE)、自由党(L)は反対票を投じました。

(2) 大統領による外国人法改正案の公布

10月16日、マルセロ・レベロ・デ・ソウザ大統領は、外国人法改正案を公布しました（施行は10月23日から）。大統領府はプレスリリースにおいて、今回の法案には共和国議会議員の70%が賛成しており、大統領および憲法裁判所が以前に指摘した違憲の疑いに関する核心部分について、最小限ながらも修正が施されていると説明しています。

当初の改正案は、2025年7月に共和国議会で可決されましたが、大統領は一部条項に違憲の疑いがあるとして、憲法裁判所に付託しました。裁判所は8月に判断を下し、主に「家族再統合」に関する5つの条項を違憲と判断しました。その後、議会は修正作業を行い、9月30日に改めて法案を可決しました。法案は10月8日に大統領府に送付され、今回の公布に至りました。

(3)ポルトガル中央銀行による四半期経済報告書の発表

10月7日、ポルトガル中央銀行は四半期経済報告書を発表しました。同報告書によると、ポルトガル経済は、2025年に1.9%成長し、2026年には2.2%へ加速する一方、2027年には1.7%に減速すると予測されています。2025年から2027年にかけての平均成長率はおおむね2%で、2020年から2024年までの水準とほぼ同じと見込まれていますが、国内需要の寄与がより大きくなるとされています。また、人口動態や生産性の改善が追い風となり、ポルトガルは引き続きユーロ圏平均を上回る成長を遂げると予測されています。